

# 【kido office 勉強会】

## 意思確認と法定代理人

—「本人の意思」を尊重するとは？—



- 日時：平成25年6月10日(月) 19:30
- 場所：司法書士木藤事務所

## 【kido office 勉強会】 意思確認と法定代理人

---

### 1. 当勉強会の目的

本人の意思の確認を取ることが困難な場合において

- ・各人がどのように対応をしているか？
- ・その対応を選択するにあたっての判断基準

上記について発表をし、参加者全員で共有する。

## 【kido office 勉強会】 意思確認と法定代理人

---

### 2. 当勉強会の進め方

- 問題の所在
- 事例を通して、各出席者の対応方法の発表
- 出席者が経験した事例紹介、及び、ディスカッション

### 3. 問題の所在

#### 3-1 高齢者の取引

- リスクとは？
- 職責とバランス感覚
- 意思確認の対価の有無

### 3. 問題の所在

#### 3-2 法定代理人がいる場合の取引

- 確認すべき意思は誰のものか？
  - イ) 本人と法定代理人
  - ロ) 本人
  - ハ) 法定代理人
  
- 法定代理人と本人の意思が相違する場合
  
- 本人に意思が無い場合

### 3. 問題の所在

#### 3-3 自己決定支援(意思決定支援) という潮流

- 障がいのある人の権利に関する条約12条
- 「小さな成年後見」と「大きな支援」
- 意思決定自体は行わない意向代弁人  
(*IMCA : Independent Medical Capacity Advocate*)

3. 問題の所在

3-4 成年被後見人の選挙権

### 4. 事例

#### 4-1 「父は憤慨しています」

本人 山田太郎（92歳）  
長男 山田一郎（62歳）

- ・山田太郎氏が所有する自宅を売却するにあたり、登記を担当するあなたは事前に売却意思の確認に山田太郎氏の自宅を訪問したい旨を依頼した。
- ・山田太郎氏の長男である一郎氏によると、事前訪問に対し「父は憤慨しています」とのこと。
- ・自分が意識が不確かな年寄りの扱いを受けたことに対して、プライドを傷つけられた山田太郎氏は、あなたの事前訪問を断り、決済日まで会いたくないと主張した。
- ・あなたはそのような対応を取りますか？



### 4. 事例

#### 4-2 「報酬をお支払い致します」

本人 山田太郎（92歳）  
長男 山田一郎（62歳）

- ・山田太郎氏が所有する自宅を売却するにあたり、長男の山田一郎氏から登記の依頼を受けた。
- ・山田一郎氏によると、従前、他の司法書士に登記を依頼していたが、たまたま司法書士との面談日に体調が悪かった山田太郎氏は、司法書士の質問事項に答えることが出来ず、その司法書士から受託を断られていた。
- ・山田一郎氏は、「今は体調も回復し、精神的にも安定していますので大丈夫です。もし、先生が不安であれば、それ相応の報酬をお支払い致します。どうかお願いします。」と、日当と書かれた封筒を差し出され、その中には金10万円が入っていた。
- ・あなたはどのような対応を取りますか？

### 4. 事例

#### 4-3 「娘には虚言癖があります」

本人 山田太郎（92歳）  
長女 山田花子（72歳）

- ・山田太郎氏が所有する自宅を売却するにあたり、山田太郎氏本人から登記の依頼を受けた。
- ・事前に売却の意思確認をするために山田太郎氏の自宅を訪問すると、足が不自由な太郎氏に代わり、日頃の世話をしている長女の山田花子氏も同席した。
- ・山田花子氏が席を外している際に山田太郎氏から耳打ちをされ、「娘には元々虚言癖があり、最近では認知症の症状も見られている。私の財布も勝手に取られる始末ですので、娘のことは信用しないで下さい。」と伝えられた。
- ・席に戻った山田花子氏は思い詰めた様子で、「実は、父は自宅を売却したくないです。。。』と取引の中止を申し入れた。
- ・あなたはどのような対応を取りますか？

### 4. 事例

#### 4-4 「施設の名称は答えられない」

本人 山田太郎（92歳）  
長男 山田一郎（62歳）

- ・山田太郎氏が所有する駐車場を売却するにあたり、長男の山田一郎氏から登記の依頼を受けた。
- ・山田太郎氏が施設に入居しているため売却決済には欠席と聞き、事前に意思確認をするために施設への訪問を山田一郎氏に依頼した。
- ・山田一郎氏からは施設の訪問は固辞され、最寄りの喫茶店でお願いしたい旨の要望を受けた。
- ・権利証や印鑑証明書などの重要書類の確認も必要であり、喫茶店は場所として不適切な旨を伝えると、「それでは施設に一時帰宅の申請を出しますから、自宅に来て下さい。但し、本人も体力が無いので面談時間は5分でお願いします」と伝えられた。
- ・なお、参考に山田一郎氏に施設の名称を尋ねたところ、「答えられない」との返答であった。
- ・あなはどのような対応を取りますか？

### 4. 事例

#### 4-5 「鈴木家三兄弟」

長男 鈴木春男（19歳）  
二男 鈴木夏男（13歳）  
三男 鈴木秋男（7歳）  
母親 鈴木冬美（49歳）

- ・鈴木家三兄弟は、父親の相続によりそれぞれ都内の投資用マンションを1部屋ずつ所有している。今般、母親の鈴木冬美氏から3部屋全て売却することになったので、その登記の依頼を受けた。
- ・長男の鈴木春男氏は、現在、アメリカのシリコンバレーにてIT会社のCEOをしている。多忙のため売却決済時には帰国することが出来ない。
- ・二男の鈴木夏男氏は、跡取り不足のため鹿児島の本家の祖父の養子となっている。平日は中学校があるため売却決済には欠席予定。
- ・三男の鈴木秋男氏は、鈴木冬美氏と同居をしており、売却決済にも小学校を休んで出席を予定している。
- ・あなたはどのような対応を取りますか？

### 4. 事例

#### 4-6 「母親はこの私です！」

長女 渡辺えり ( 3歳)  
母親 渡辺ゆり (19歳、シングルマザー)  
祖母 渡辺ふみ (49歳)

- ・祖父の遺贈により、渡辺えり氏は投資用マンションを1部屋所有している。
- ・今般、渡辺えり氏の祖母にあたる渡辺ふみ氏からマンションを売却したいので、その登記の依頼を受けた。
- ・事前に権利証の確認のため自宅を訪問したところ、渡辺えり氏の母親である渡辺ゆり氏が同席し、「私の母親がマンションの売却をしたいだけで、私は絶対に反対です！ えりの母親はこの私です！」と強い口調で告げられた。
- ・あなたはどのような対応を取りますか？

### 4. 事例

#### 4-7 「しっかり者の長男」

長男 山田駿一（19歳）

父親 山田一郎（62歳）

- ・山田一郎氏より相談を受け、長男名義でマンションを購入したいので、その登記の依頼を受けた。
- ・長男の山田駿一氏は大学生であり、購入決済は欠席を予定しているため、事前に委任状を貰いに自宅を訪問した。
- ・山田一郎氏が席を外している際に山田駿一氏が耳打ちし、「実は、父は過労により軽い鬱症状があり、心配事がある度に話が二転三転する。今回のマンション購入も自分としては取りやめたいと思っている。」と伝えられた。
- ・席に戻った山田一郎氏は、「しっかり者の長男に、お金があるうちにプレゼントをしたくて。」と語り始めたが、お願いしていた実印や印鑑証明書を居間から持ってくるのを忘れていた。たしかに物忘れや言い間違えはこれまでも散見されていた。
- ・あなたはどのような対応を取りますか？

### 4. 事例

#### 4-8 「僕がおばあちゃんを守ります！」

長男 鈴木春男（19歳）  
母親 鈴木冬美（49歳）  
祖母 鈴木久子（79歳）

- ・鈴木春男氏は父親から相続で譲り受けたワンルームマンションを所有しており、現在、祖母にあたる鈴木久子氏が居住している。
- ・鈴木春男氏の母親である鈴木冬美氏は、長年、認知症の鈴木久子氏の介護をしていた。
- ・しかし、介護にもほとんど疲れたため、今般、鈴木春男氏所有の当該マンションを売却し、その代金をもって鈴木久子氏の施設入居の費用に充てることを検討している。
- ・登記を依頼されて自宅を訪問したところ、おばあちゃん子を自認する鈴木春男氏から、「おばあちゃんを施設に送るためのこの売買には反対です！ 僕がおばあちゃんを守ります！」と主張された。
- ・あなたはどのような対応を取りますか？

### 4. 事例

#### 4-9 「あんたは誰の代理人なんだ！」

長男 山田一郎（62歳、死亡）  
二男 山田二郎（58歳）  
三男 山田三郎（54歳）

- ・山田一郎氏は天涯孤独なまま大病を患ったため、遺言公正証書を残し、三男の山田三郎氏に実家を贈与（遺贈）すること、及び、司法書士のあなたを遺言執行者に選任することを決めた。
- ・山田三郎氏から山田一郎氏の他界を聞き、遺言執行者の就任を承諾した上で、財産目録の作成作業に入った。山田一郎氏の自宅で財産の調査をしているところ、猛り狂った状態で二男の山田二郎氏が訪れてきた。
- ・「あんたは何の権限で他人の家にあがっているんだ！」と質問されたため、遺言執行者に就任した旨と、相続人の皆さんの代理人として業務をしている旨を伝えた。
- ・すると「実家が三郎名義になるのは絶対に認めない！ あんたは俺の代理人なんだろう？ もう一度聞く、あんたは誰の代理人なんだ！」と詰問された。
- ・あなたはどのような対応を取りますか？



### 4. 事例

#### 4-10 「新進党に1票！」

本人 山田太郎（92歳、成年被後見人）  
長男 山田一郎（62歳）

- ・認知症の山田太郎氏の成年後見人をしている司法書士のあなたのところ、長男の山田一郎氏から電話があった。
- ・「元来、政治好きの父にとって今回の参院選は投票を楽しみにしている。海外出張中の私の代わりに投票のサポートをして欲しい」との用件であった。
- ・山田太郎氏は、昨今体調に特段の問題はないが、加齢による手の震えのため既に自署はできない。
- ・定期訪問の際に、好きな政党を聞いてみたところ、「やはり2大政党制じゃな、新進党に1票！」と意気軒昂に答えた。
- ・あなたはどのような対応を取りますか？

### 4. 事例

#### 4-11 「今、瞬きをしました！」

本人 山田早苗（24歳、成年被後見人）  
父親 山田一郎（62歳）

- ・ダウン症の山田早苗氏の成年後見人をしている司法書士のあなたのところに、父親の山田一郎氏が訪問をしてきた。
- ・山田一郎氏は大病を患い既に医師より余命宣告を受けているため、自分亡き後の愛娘とのコミュニケーションについて、事細かにアドバイスをしてくれた。
- ・山田早苗氏はシャイな性格であるため、なかなか会話が成り立たないが、山田一郎氏のアドバイスのとおり、質問に対して「YES」の表現として、嬉しそうに瞬きを2回することが分かった。
- ・山田早苗氏も楽しみにしていた参院選の投票日、投票のサポートをすることになり、選挙管理委員に彼女に党名を伝えれば、瞬きによって投票の意思が確認できると伝えましたが、なかなか理解をしてくれない。
- ・あなたはどのような対応を取りますか？

## 【kido office 勉強会】 意思確認と法定代理人

---

### 5. 出席者が経験した事例紹介、及び、ディスカッション

～ memo ～

## 【kido office 勉強会】 意思確認と法定代理人

### 6. 資料 (民法条文・抜粋)

(親権者)

第八百十八条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

(財産の管理及び代表)

第八百二十四条 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

(子に代わる親権の行使)

第八百三十三条 親権を行う者は、その親権に服する子に代わって親権を行う。

(管理権喪失の審判)

第八百三十五条 父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができる。

第八百三十八条 後見は、次に掲げる場合に開始する。

一 未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。

二 後見開始の審判があったとき。

(財産の管理及び代表)

第八百五十九条 後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

2 第八百二十四条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(財産に関する権限のみを有する未成年後見人)

第八百六十八条 親権を行う者が管理権を有しない場合には、未成年後見人は、財産に関する権限のみを有する。

(遺言執行者の権利義務)

第一千十二条 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

2 第六百四十四条から第六百四十七条まで及び第六百五十条の規定は、遺言執行者について準用する。

(遺言執行者の地位)

第一千十五条 遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。

(遺留分の帰属及びその割合)

第一千二十八条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額を受けける。

一 直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の三分の一

二 前号に掲げる場合以外の場合 被相続人の財産の二分の一

### 7. 参考文献 / 参考資料

#### ◆参考文献

- ・『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』 法政大学大原社会問題研究所／菅富美枝[編著]
- ・『「痴呆老人」は何を見ているか』 大井玄[著]
- ・『利益相反行為の登記実務』 青山修[著]
- ・『団塊と介護 「介護受難の時代」にどう備えるか?』 大田仁史[著]

#### ◆参考資料

- ・公職選挙法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO100.html>

- ・議案審議情報 ー成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案  
(参議院HPより)

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/183/meisai/m18305183016.htm>

## 【kido office 勉強会】 意思確認と法定代理人

---



司法書士 木藤事務所  
K I D O OFFICE

### － 登記業務とデューデリジェンス －

Address : 〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目14番5号 土屋ビル6階  
TEL : 03-5969-8472  
FAX : 03-5969-8473  
Mail : [info@kidooffice.com](mailto:info@kidooffice.com)  
URL : <http://www.kidooffice.com/>

